

住宅用火災警報器

設置はお済みですか？
点検は実施していますか？

消防法及び川口市火災予防条例で、新築住宅は平成十八年六月一日から、既存住宅は平成二十年五月三十一日までに住宅用火災警報器を設置することが義務付けられています。

住宅用火災警報器とは、火災による煙などを感知して警報音や音声などで火災の発生を知らせるもので、就寝中の逃げ遅れなどによる死傷者の防止や被害の軽減に役立つ機器です。煙感知式と熱感知式があり、寝室などには煙感知式を取付けてください。

主な設置例

 は住宅用火災警報器等を示す

1 平屋建住宅の設置例



(例)就寝の用に供する居室が1室のみの場合

2 2階建住宅の設置例



(例1)就寝の用に供する居室が1階に1室のみの場合



(例2)就寝の用に供する居室が2階に1室の場合



(例3)就寝の用に供する居室が1階、2階に各1室の場合

3 3階建住宅の設置例



(例1)就寝の用に供する居室が3階の1室のみの場合



(例2)就寝の用に供する居室が1階及び3階の場合



(例3)就寝の用に供する居室が1階の1室のみの場合

4 一つの階に7㎡以上の居室が5以上存する住宅の設置例



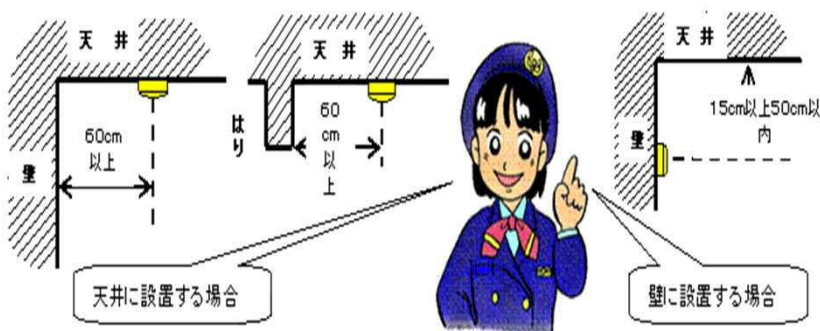
(例1)就寝の用に供する居室が2階に1室の場合



(例2)就寝の用に供する居室が1階及び2階の場合

5 設置の方法

- (1) 天井に取り付ける場合は、住宅用火災警報器の中心から壁又ははりまで60cm以上離す。
- (2) 壁に取り付ける場合は、天井から下方15～50cm以内に住宅用火災警報器の中心が位置するようにする。
- (3) 換気扇、エアコン等の空気吹き出し口から150cm以上離す。



住宅用火災警報器Q&A

Q 「住宅」とはどの範囲のものですか？

A 戸建ての専用住宅、店舗併用住宅、共同住宅等の住宅部分をいいます。

Q どうして煙で感知する警報器を設置するのですか？

A 熱感知式は、火災によって部屋の温度が一定の温度まで上昇した時に感知します。一方、煙感知式は、火災によって部屋の温度が上昇する前に、煙でいち早く感知するもので、早期発見に効果があるとされ、設置を義務付けています。

Q 電源はどうしますか？

A 電池式（電池の種類により有効期間が異なります。）とコンセント式があります。

Q 台所への設置義務はありますか？

A 設置する場所は、就寝中の逃げ遅れ等による死者数の減少に有効と考えられる住宅の部分で必要最小限とされていることから、川口市では台所への設置義務はありませんが、火災に備えて設置に努めてください。（台所には熱感知器を取付けます。）

Q どこで購入できるの？

A 防災機器販売店、ホームセンター、家電販売店などで購入できます。

国で定めた基準に適合している住宅用警報器を購入してください。「合格の表示」又はNSマークが付いているものを目安として選びましょう。



Q 住宅用火災警報器の値段はひとついくらくらいですか？

A 機能によりまちまちですが、四千元から一万円程度が多いようです。

Q 取付けは販売業者に頼むのですか？

A 単独型の住宅用火災警報器は、電池式かコンセント式ですので、自分で取付けることができます。



Q 設置した場合の消防署への届出は必要ですか？

A 川口市では届出の必要はありません。

Q 取付け後の業者による点検は必要ですか？

A 住宅用火災警報器は、業者による点検の必要はありません。電池交換は自分で行えます。また正常に機能しているか月に一回程度、ひもを引くか、あるいはボタンを押して自ら確認をします。

Q 自動火災報知設備が設置されている場合も必要ですか？

A 自動火災報知設備（共同住宅用、住戸用を含む）、またはスプリンクラー設備（共同住宅用を含む）が消防法令に基づき設置されている場合は、その有効範囲内の住宅の部分については、設置が免除できます。

悪質な訪問販売や訪問点検に十分注意してください。

「全ての部屋に設置が必要だ。」「点検も義務付けられた。」あるいは「消防署への届出が必要。」などと言って高く売りつけるような訪問販売に注意してください。

問い合わせ
川口市消防局 予防課 予防係
電話 261-8371
または、（一財）日本消防設備安全センター内
住宅用火災警報器相談室
0120-565-911
月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時
（土、日及び祝日は休み）